

## 序 文

「成城法学 教養論集」第七号を成城学園創設七〇周年、成城大学法学部創設一〇周年、および大学院法学研究科開設を記念する特別号としてお届けします。

成城大学法学部は、成城学園創設の六〇周年にあたる昭和五二年四月に創設されました。それから一〇年を経過した昨年（昭和六二年）、大学院法学研究科が開設されました。この年が、ちょうど、学園創設七〇周年でもありました。

発足以来、成城大学法学部が目指そうとしているのは、国際的視野をもった法律学を研究し、教育する場を提供することです。換言すれば、広い視野をもつ法律人の養成であります。そのためには、法律学の専門的学識と同時に、幅広い、豊かな教養を備えさせることが前提となり、法学部では、専門教育と一般教育を、言わば、車の両輪として、建学の目標の達成を目指して努力しております。

ここに、「成城法学」とならんで、法学部一般教育担当スタッフの研究成果を収録する「成城法学 教養論集」第七号を特別号として刊行し、学園創設七〇周年、法学部創設一〇周年とあわせて、大学院法学研究科開設をも祝賀するのはこのような意味からでもあります。

学部創設以来、われわれは多くの方から力強い激励と絶大な支援を受けてまいりました。「成城法学 教養論集」

につきましても、「成城法学」と同様、厳正なご批判、あたたかきご評価をたまわりますれば甚だ幸いと存じます。

昭和六三年三月

法学部長・大学院法学研究科長

中川 和彦